

自主的避難等対象区域(いわき市)から平成24年2月に避難した申立人ら(父母及び子1名(成人))について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子 of 原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償されたほか、放射線線量計の購入費用が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X1、同X2及び同X3(以下併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 平成23年分

ガイガーカウンター購入費用 60,000円
(自平成23年3月11日 至平成23年12月31日)

2 平成24年分

- (1) 避難費用(交通費) 21,600円
(平成24年2月10日)
- (2) 避難費用(引越費用) 211,500円
(平成24年4月9日)
- (3) 家財道具購入費用 150,000円
(自平成24年1月29日 至平成25年6月10日)

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金443,100円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対

して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月8日

(仲介委員 玉越 浩美)